（カード代替電磁的記録の発行の方法等）

第三十九条の五　［略］

［２～４　略］

５　前項の規定による送信を受けた機構は、機構の使用に係る電子計算機の操作により、法第十八条の二第二項の規定により送信を受けたカード代替記録事項に係るカード代替記録事項等変換符号及び前項の規定により送信を受けたカード代替電磁的記録利用者検証符号に対し、カード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて電子署名を行うものとする。

［削る］

［削る］

６　機構は、主務大臣が定める期間ごとに、機構の使用に係る電子計算機の操作により、カード代替電磁的記録発行者署名検証符号に係る情報に対し、特定カード代替電磁的記録発行者署名符号（機構がカード代替電磁的記録を発行するに際して電子署名を行うために用いるカード代替電磁的記録発行者署名符号以外の符号であって、特定カード代替電磁的記録発行者署名検証符号（送信を受けたカード代替電磁的記録が真正なものであることを確認するために用いられる符号をいう。第三十九条の二十六第一号において同じ。）と機構の使用に係る電子計算機を用いて作成されることにより対応するものをいう。第三十九条の十一第二項において同じ。）を用いて電子署名を行うものとする。

７　［略］

８　［略］

（カード代替電磁的記録を失効させるべき場合等）

第三十九条の十　法第十八条の二第八項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一　略］

二　カード代替電磁的記録利用者が、その者に係るカード代替電磁的記録を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備の使用を停止したとき。

三　カード代替電磁的記録利用者が、その者に係るカード代替電磁的記録を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備を紛失したとき（当該カード代替電磁的記録利用者が、第三十九条の十六第一号の規定による届出を行った場合を除く。）。

［２　略］

（カード代替電磁的記録の発行の方法等）

第三十九条の五　［同上］

［２～４　同上］

５　前項の規定による送信を受けた機構は、機構の使用に係る電子計算機の操作により、次に掲げる措置を講じるものとする。

一　法第十八条の二第二項の規定により送信を受けたカード代替記録事項に係るカード代替記録事項等変換符号及び前項の規定により送信を受けたカード代替電磁的記録利用者検証符号に対し、カード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて電子署名を行うこと。

二　カード代替電磁的記録発行者署名検証符号に係る情報に対し、特定カード代替電磁的記録発行者署名符号（機構がカード代替電磁的記録を発行するに際して電子署名を行うために用いるカード代替電磁的記録発行者署名符号以外の符号であって、特定カード代替電磁的記録発行者署名検証符号（送信を受けたカード代替電磁的記録が真正なものであることを確認するために用いられる符号をいう。第三十九条の二十六第一号において同じ。）と機構の使用に係る電子計算機を用いて作成されることにより対応するものをいう。第三十九条の十一第二項において同じ。）を用いて電子署名を行うこと。

［新設］

６　［同上］

７　［同上］

（カード代替電磁的記録を失効させるべき場合等）

第三十九条の十　［同上］

［一　同上］

二　カード代替電磁的記録利用者が、その者に係るカード代替電磁記録を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備の使用を停止したとき。

三　カード代替電磁的記録利用者が、その者に係るカード代替電磁記録を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備を紛失したとき（当該カード代替電磁的記録利用者が、第三十九条の十六第一号の規定による届出を行った場合を除く。）。

［２　同上］